

平成 29 年度日本クリニカルパス学会資格認定試験実施要項

はじめに

平成 29 年度は、日本クリニカルパス学会資格認定制度規則に基づき、パス認定士およびパス指導者の認定を行い、日本クリニカルパス学会資格認定制度細則に基づき、平成 28 年度に引き続き暫定措置を実施します。

申請資格

①パス認定士の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必要とします。

- 1) 申請する時点において、日本クリニカルパス学会の個人会員であること
法人会員である施設に所属する職員であっても、個人会員である必要があります。
- 2) 過去に、クリニカルパス関連の学会発表を主発表者として 1 回以上していること
発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、パス展示は認めません。共同発表者は認めません。クリニカルパス関連の学会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術総会・集会・大会（以下学術集会）や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限ります。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。
- 3) 第 15 回日本クリニカルパス学会学術集会（平成 26 年開催）以降に、日本クリニカルパス学会学術集会に 1 回以上参加していること
- 4) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、資格認定のための教育研修を 20 単位以上受講していること
1 回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって 5 単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。
- 5) 過去に、クリニカルパスを作成した実績があること
作成したクリニカルパスとレポートをもって、実績と判断します。

②パス指導者の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必要とします。

- 1) 申請する時点において、3 年以上引き続いて日本クリニカルパス学会の個人会員であること
法人会員である施設に所属する職員であっても、3 年以上引き続いて個人会員である必要があります。「3 年以上」とは、入会日から数えて 3 年以上経過しているということです。
- 2) 過去に、クリニカルパス関連の学会発表を主発表者として 2 回以上していること
発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、パス展示は認めません。共同発表者は認めません。学術集会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術集会や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会

における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限り、そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。

3) 過去に、クリニカルパス関連の論文を主執筆者として1編以上執筆し、学術雑誌に掲載されていること

論文の形式(原著・実践報告等)は問いません。共同執筆者は認めません。学術雑誌とは、日本クリニカルパス学会誌のほか、他学会の学会誌や医書出版社が発行する専門雑誌、大学等が発行する学術雑誌及びこれらに相当する外国の学術雑誌とします。

4) 第15回日本クリニカルパス学会学術集会(平成26年開催)以降に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していること

5) 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに、資格認定のための教育研修を20単位以上受講していること

1回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって5単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。

6) 過去に、クリニカルパスを作成した実績があること

作成したクリニカルパスとレポートをもって、実績と判断します。

申請の手続き

①申請書類の入手

申請書類は平成29年3月15日以降ダウンロードが可能になります。申請者は各自でA4用紙に印刷してください。紙に印刷した申請書類の配布は行いません。

②申請書類の作成

別紙「申請書類作成の手引き」に従って作成してください。特にパスレポートに関しては、「申請書類作成の手引き」に注意すべき点や必要とされる項目が書かれています。必ずお読みください。

③審査料の納付

10,000円を下記の振り込み先に振り込んでください。審査料はパス認定士・パス指導者とも同額です。審査料には受験料を含みます。振り込み手数料は各自でご負担ください。一旦振り込まれた審査料は、いかなる理由があろうとも返金いたしません。

振り込み先：三菱東京UFJ銀行 表参道支店 普通預金 1658926

日本クリニカルパス学会 諸口

④申請書、パスレポートおよびパスの送信

申請書(様式1または2)ならびにパスレポート(様式8)は、データで作成するか、手書きで作成した場合はPDF形式に電子化し、郵送での申請書類提出までに下記のアドレスに送信してください。その際、タイトルは「認定申請「認定士」(会員番号)または認定申請「パス指導者」(会員番号)」と記載し、メール本文にも必ず会員番号とお名前ならびに申請書類提出予定日を記載してください。また、提出するパスもデータでレポートと一緒に送信してください。

アドレス：nintei@jscp.gr.jp

⑤申請書類の提出

申請書類は申請書、パスレポート（様式 8）を含めて A4 用紙に印刷してください。審査料振り込みが確認できるもののコピーとともに、平成 29 年 4 月 3 日（月）から 5 月 10 日（水）（当日消印有効）までに下記の宛先に、特定記録または簡易書留にて郵送してください。郵送料は各自でご負担ください。

宛先：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-8-10-605

日本クリニカルパス学会 資格認定委員会

申請書類の審査

①申請の受付

申請書類の提出、審査料の入金およびパスレポートデータの受信を確認し、申請を受け付けます。5 月 31 日（水）までにパスレポートの送信元宛てに受付のメールを返信します。6 月 2 日（金）までに返信がない場合は、日本クリニカルパス学会事務局までお問い合わせください。

②申請書類の審査

日本クリニカルパス学会資格認定委員会で厳正に審査し、パス認定士の審査に合格した者には資格試験の受験を許可します。パス指導者の審査に合格した者は、日本クリニカルパス学会理事会にパス指導者としての認定を諮ります。

受験票の送付

パス認定士の申請書類審査に合格した者には、平成 29 年 7 月 25 日（火）までに申請書に記載された送付先に受験票をメールで送付します。7 月 31 日（月）までに受験票が届かない場合には、日本クリニカルパス学会事務局までお問い合わせください。

試験の実施

試験はオンライン試験（e-TEST）で行います。紙での試験は行いません。試験はインターネット環境の整った PC 端末から行ってください。スマートフォン、タブレットからは受験できません。受験票でユーザ名、初期パスワードを通知しますので、ログインの後は、画面上の指示に従って受験してください。

受験可能期間は、平成 29 年 8 月 16 日（水）0：00 から 8 月 31 日（木）23：59 までです。期間内に終了してください。

結果の発表等

パス認定士、パス指導者とも、平成 29 年 11 月 30 日（木）に開催される日本クリニカルパス学会理事会で認定します。認定された者は、第 18 回日本クリニカルパス学会学術集会場に貼り出します。登録料はいただきません。認定証は、学術集会以降に申請書に記載された送付先に送付します。不合格者には、学術集会以降に審査結果を申請書に記載された送付先に送付します。